

○茅ヶ崎市屋外広告物条例第4条第10号の規定により市長が指定する範囲内にある地域の指定について

平成23年4月1日

告示第56号

茅ヶ崎市屋外広告物条例（平成22年茅ヶ崎市条例第45号）第4条第10号の規定により市長が指定する範囲内にある地域を次のように定めます。

- 1 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域
- 2 海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により指定された海岸保全区域。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域及び海水浴場開設期間中の海水浴場の区域を除く。